
有限会社ループ

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025 年 10 月 31 日

 青森みちのく銀行

株式会社青森みちのく銀行（以下、当行）は有限会社ループ（以下、当社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、PIF）を実施するにあたって、当社の事業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価し、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書」（以下、本評価書）を作成した。

本評価書における分析・評価は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「PIF 原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、当行が開発した評価体系に基づいて行っている。

なお、当行が開発した当該評価体系については、株式会社日本格付研究所（以下、JCR）から第三者意見書の提供を受けている。

【評価対象のファイナンス概要】

企 業 名	有限会社ループ
借 入 金 額	50,000,000 円
資 金 使 途	運転資金
借 入 期 間	3 年

【目次】

1. 企業概要.....	4
(1) 企業情報	4
(2) 事業活動	6
(3) 経営方針	9
(4) サステナビリティ	10
2. インパクトの特定・評価.....	19
(1) インパクト分析	19
(2) ロジックモデルによる整理	20
(3) インパクトの特定.....	21
(4) インパクトニーズの確認	24
(5) インパクトの評価.....	27
3. モニタリング	31
(1) 当社におけるモニタリング体制	31
(2) 当行によるモニタリング体制	31

1. 企業概要

(1) 企業情報

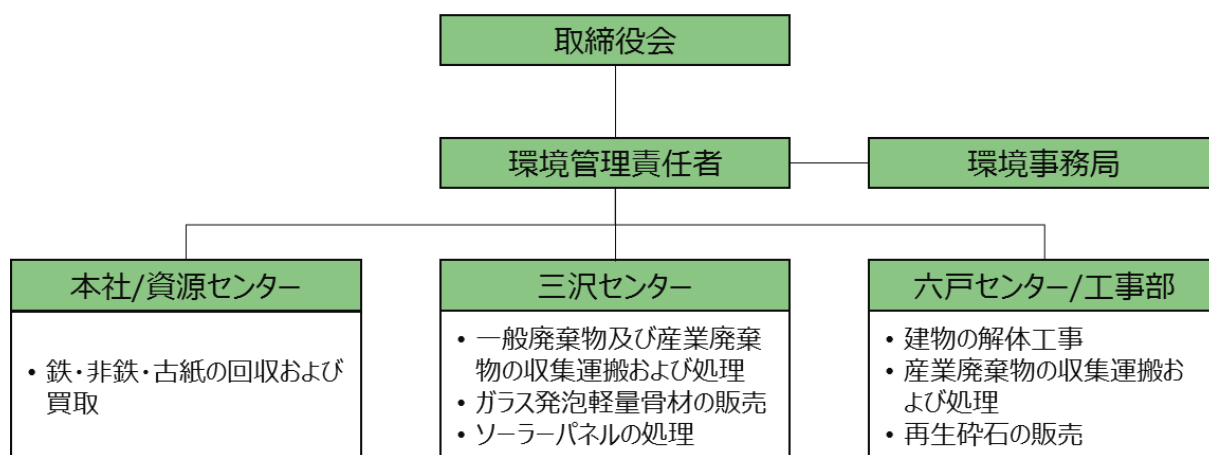
【企業情報】

企 業 名	有限会社ループ
所 在 地	青森県三沢市大字三沢字上屋敷 163 番地 63
代 表 者	取締役社長 田嶋 さきの
設 立	2006 年 1 月 17 日
資 本 金	9,500 万円
売 上 高	19.2 億円 (2025 年 6 月期)
従 業 員 数	95 人 (2025 年 6 月期)
事 業 内 容	・ 産業廃棄物の収集運搬および処分業 ・ 一般廃棄物の収集運搬および処理業 ・ 公害塵芥処理および運搬業 ・ 古紙・鉄・非鉄金属・原料回収 ・ 古物営業法による古物商 ・ 自動車積載物および家畜等の計量請負業 ・ 廃ガラス再生資源化スーパーソル製造業 ・ 建設資材の販売(スーパーソル、再生骨材) ・ 建物や工作物の解体工事
事 業 拠 点	本社/資源センター (青森県三沢市大字三沢字上屋敷) 三沢センター (青森県三沢市大字三沢字戸崎) 六戸センター/工事部 (青森県上北郡六戸町)
主 要 取 引 先	防衛省/青森県/三沢市/六ヶ所村/三沢米軍基地/日本原燃(株) /東北電力(株)/おいらせ農協(協)/東日本高速道路(株)/日本郵便(株)/NHK(株)/その他民間企業各社
関 連 会 社	株式会社小坂工務店 有限会社木崎野 三沢市ソーラーシステムメンテナンス事業協同組合

【沿革】

2006 年 1 月	有限会社ループ設立
2006 年 11 月	一般・産業廃棄物の収集運搬および処分許可取得 建設業許可の取得および解体工事業の登録 古物商許可の取得
2007 年 5 月	戸崎営業所にてガラスリサイクル事業(ガラス発砲軽量骨材の製造)を開始
2012 年 1 月	環境省 環境マネジメントシステム(EMS) エコアクション 21 認証登録
2015 年 7 月	六ヶ所営業所にて廃プラスチック切断処理、ガラス陶磁器くず破砕処理事業を開始
2016 年 7 月	本社を資源部、戸崎営業所を業務部、六戸営業所を建設部として各部を設立
2020 年 1 月	青森県「健康経営事務所」認定取得
2020 年 2 月	戸崎営業所にて水銀灯処理事業を開始 戸崎営業所に太陽光パネル処理事業を開始
2020 年 3 月	経済産業省「健康経営優良法人」認定取得
2022 年 4 月	新設した焼却炉が稼働開始
2024 年 4 月	資源部を資源センター、戸崎営業所を三沢センター、六戸営業所を六戸センターと工事に改名

【事業実施体制】



(出所) 当社へのヒアリングにより当行作成

(2) 事業活動

【事業内容】

当社は廃棄物の収集・運搬及び処理を祖業に、2006 年 1 月に青森県三沢市にて設立。三沢市内随一の建設事業者である株式会社小坂工務店の関連会社として、一般・産業廃棄物の収集運搬及び処理に加え、解体工事なども受注。営業エリアとしては、当社が所在する三沢市を中心に三八上北地域全域で活動している。三沢市内にある米軍三沢基地の一般廃棄物処理などの固有業務も得意としている。

産業廃棄物事業については、(株)小坂工務店や近隣の工事業より排出されるがれきや木屑、廃プラスチック等の収集運搬及び中間処理を担っている。焼却炉によって中間処理を行い、燃え殻などは近隣の最終処分場などに処分を依頼している。豊富な取扱品目に加え、様々な種類の車両を取り揃えていることから多様な廃棄物運搬に対応することが可能である。

一般廃棄物については、三沢市及び八戸市における事業許可を保有しており、一円の収集運搬及び処理を担っている。また三沢市内には、米軍兵士が居住する住宅が多く点在し、そのごみ収集業務も担っている。

＜ごみ収集車＞



＜三沢センター＞



＜焼却炉＞



(出所) 当社 HP より引用

解体工事業については、木造や鉄骨造、鉄筋コンクリート造の建物解体工事を担っている。解体現場から排出される廃棄物の収集運搬や六戸営業所構内でのアタッチメント付き重機等を使用した廃棄物のばらし・分別、建設廃棄物の中間処理・木くずやがれき類のリサイクルなどを行っている。

＜六戸センター＞



＜解体工事現場＞



（出所）当社 HP より引用

また、当社は 2015 年から使用済み太陽光パネルのリユース・リサイクルに取り組んでいる。本県には多くの太陽光発電設備が集積しており、今後より一層、使用済みの太陽光パネル排出量の増加が見込まれている。当社は地元企業の一員として、この地域課題の解決へ貢献すべく取り組みを行っている。

具体的な取組内容としては、使用済み太陽光パネルをシステムにより良品とリユース不可部分に分類し、良品のものについてはリユース品として販売している。またリユース不可のものは、アルミフレーム、電線等を分解回収し、分離装置を用いて板ガラスとバックシートを回収している。金属類のリサイクルに加え、板ガラスについても粉碎工程を経てリサイクルを行っている。

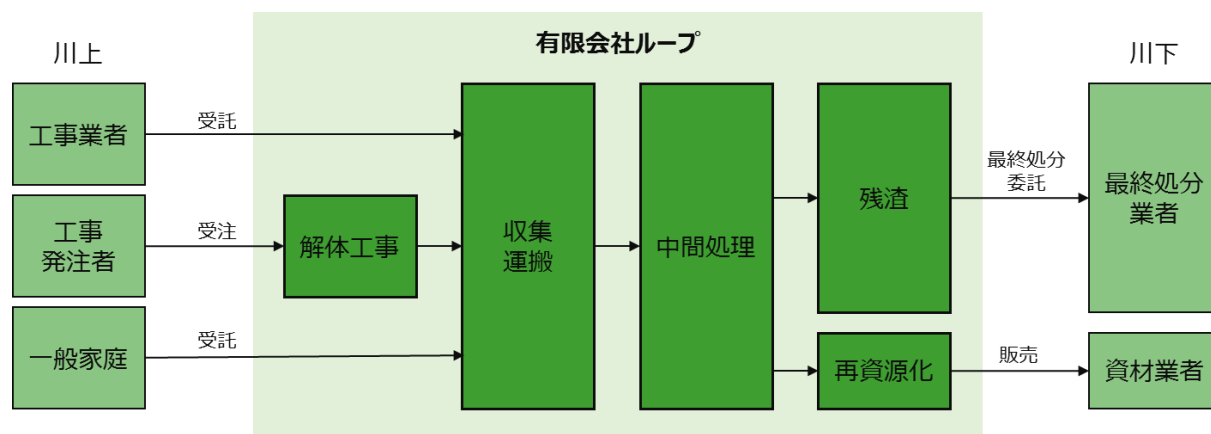
本事業を通じて、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済から、資源を極力浪費せず循環利用しながら新たな付加価値を生み出す循環経済型地域社会システムへの移行を促進し、人々が豊かに生活できる地域環境づくりに貢献している。

【主な許認可等】

（出所）当社資料より当行作成

許認可名	
一般廃棄物処理業（三沢市）	一般廃棄物収集運搬業（八戸市）
産業廃棄物収集運搬業（青森県）	産業廃棄物処理業（青森県）
特別管理産業廃棄物収集運搬業（青森県）	特別管理産業廃棄物処分業（青森県）
一般建設業許可 知事（般-4）	特別建設業許可 知事（特-4）
古物商許可	引取業者登録

【ビジネス商流図】

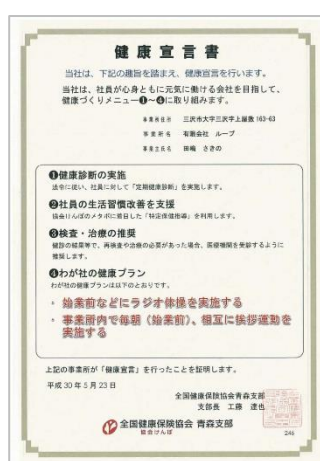


(出所) 当社へのヒアリングにより当行作成

【主な取得認証・制度登録等】

制度名	制度概要
健康経営優良法人 2025 (中小規模法人部門)	従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践している企業を認定・表彰する制度
健康宣言	事業所全体で健康づくりに取り組むことを宣言し、その取り組みを協会健保がサポートする仕組み
エコアクション 21	環境省によって策定された、環境経営を支援し企業価値を向上させる環境マネジメントシステム

(出所) 当社資料より当行作成



(出所) 当社 HP より引用

(3) 経営方針

経営理念

私たちは、生命をやどした「宝もの」(人、自然、植物、動物、人の手により作られたもの)に感謝の念を持ち、愛する次代を担う子供達や地域(地球)のために、生活と事業活動による環境の「環」(ループ)を改善するため日々努力邁進し、循環型社会形成のために、地域と環境の「和」(ループ)を常に創造する企業になります。

経営方針

- 一、お客様に感謝します。
- 一、親に感謝します。
- 一、子供と地域(地球)を愛します。
- 一、地域や家族、仲間の笑顔を創造します。
- 一、笑顔で元気に挨拶をします。
- 一、「宝もの」に感謝し大切にします。
- 一、法律を遵守します。
- 一、報告・連絡・相談を実施します。
- 一、安全作業・安全運行をします。
- 一、3R(発生抑制・再使用・再生利用)を推進します。
- 一、環境改善のための作業内容の改善に努めます。
- 一、何事にも常に前向きに上を目指し躍進します。
- 一、地域の環境改善のために会社の利益を出します。
- 一、ループの「わ」を拡げます。
- 一、社員一丸となり協力をして地域に貢献します。



(4) サステナビリティ

【SDGs 宣言書】

当社のサステナビリティに関する活動についての中長期的な方向性・具体的な取り組み内容を示した SDGs 宣言書を作成し、对外公表を行っている。



有限会社ループ

SDGs 宣言書



当社は、経営理念である「私たちは、生命をやどした「宝もの」(人、自然、植物、動物、人の手により作られたもの)に感謝の念を持ち、愛する次代を担う子供達や地域(地球)のために、生活と事業活動による環境の「環」(ループ)を改善するため日々努力邁進し、循環型社会形成のために地域と環境の「和」(ループ)を常に創造する企業になります。」を体現するため、SDGsの達成に向け、以下の取り組みを実施していくことを宣言します。

2023年 3月

テーマ	具体的な取組	関連するゴール
「宝物」 への感謝	・くるみん/ブラチナくるみん認定取得 ・えるぼし/ブラチナえるぼし認定取得 ・ユースエール認定取得 ・30by30アライアンスへの参画 ・自然資本依存度の把握及び脱却取組	
「環」 の改善	・エコアクション21認証の継続更新及び環境経営における①CO2排出量削減②減容化・再資源化率の向上③水道水使用量削減④リスクアセスメント実施件数向上(産廃)⑤リスクアセスメント実施件数向上(建設)の各種経営目標達成(昨対更新)	
「和」 の創造	・施設見学の導入 ・出前授業の実施 ・インターンシップ受入れ ・産官学金農福連携強化	

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsとは

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略称で、2015年9月に国連で採択された2030年までの国際目標。「地球上の誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能な社会の実現を目指しており、経済・社会・環境などの分野で17の目標と169のターゲットで構成されています。



(出所) 当社 HP より引用

【サステナビリティへの取り組み】

A.環境面

当社はサステナビリティに関する環境面の活動について、以下の環境理念と環境経営方針を定め、取り組みを行っている。

環境理念
私ども有限会社ループは、自然豊かな三沢市を活動拠点に、廃棄物の収集運搬および処分業を通じて、三沢市民の生活および青森県内の産業のお手伝いをさせて頂いてまいりました。そのような中で私たちは一定水準の生活をさせて頂いておりますが、私たちが生きていくためになくてはならないこの地球環境が少しずつ狂い始めていると感じております。私たちは、次世代の子供たちのためにこのすばらしい自然を残し、この町に生まれ育ってよかったと思ってもらえる町づくりのお手伝いを、私どもの業をとおして、人類と産業物との環境の輪（ループ）を創造し、地球環境改善のお役に立てる企業を目指し努力してまいります。

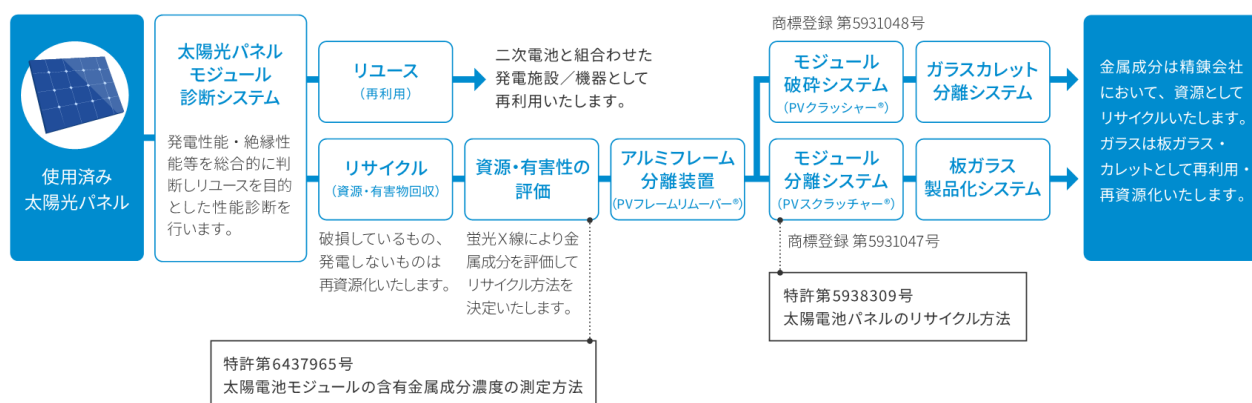
環境経営方針
一、環境関連法規制等を遵守し、廃棄物の適正処理に努めます。 一、事業活動において使用する電力や燃料等の省エネルギーの推進で二酸化炭素の排出削減に努めます。 一、事業所や処理施設での省資源、省エネルギー、節水を推進します。 一、収集運搬車両のエコドライブを実践し、省エネと排ガスの抑制に努めます。 一、受託した産業廃棄物の再資源化に取り組み、リサイクル率の向上に努めます。 一、解体現場等における騒音、振動、粉じん等の低減化、産業廃棄物の抑制に努めます。 一、事業活動において使用する車輛、物品、事務用品、資材等の購入、及び設備機器・技術の導入に当たっては、省エネ商品や環境配慮型物品への移行や環境保全機器・技術の導入等につき積極的に検討します。 一、受託した産業廃棄物の収集・運搬・処分に当たり、作業内容等、環境配慮に努めます。 一、ゴミの発生抑制、リサイクルの推進に向け、排出事業者への情報提供や分別の指導等を積極的に行います。

【サーキュラリティへの取り組み】

当社は廃棄物の収集運搬処理事業を通じて、サーキュラーエコノミーの実現に貢献している。当社は解体工事事業も営んでいるが、解体工事によって発生する大方の廃棄物については、自社内にて処理をすることが可能である。また解体工事から廃棄物処理までを一貫して実施することで、作業効率の向上や廃棄物の適切な処理による環境負荷の軽減を実現している。

また前述の通り、当社は関連会社と連携した使用済み太陽光パネルのリユース・リサイクル事業を通じて、資源の循環利用や地域における循環型経済への移行促進に貢献している。加えて、当事業によってリユースされるパネルは比較的安価に再販売されることから再生可能エネルギーへのアクセス向上にも貢献している。

＜使用済み太陽光パネルのリユース・リサイクルフロー＞



(出所) 三沢市ソーラーメンテナンス事業協同組合 HP より引用

当社は高性能な GB 型乾留ガス化焼却装置を有しており、産業廃棄物や一般廃棄物の中間処理について高い減容率を実現している。これにより、最終処分場における処理の負担や環境への負荷を大幅に減少させている。

また焼却工程においては一般的に燃焼効率を上昇させるために重油等の助燃剤を使用するケースがあるが、その使用量を削減するため、高カロリーな廃プラスチックの受入を積極的に推進している。具体的には他の廃棄物と廃プラスチックの受入価格に差をつけることで、廃プラスチックが多く持ち込まれるような環境を構築している。この取り組みにより、助燃材としての A 重油の使用量を従前比で 3 割程度削減している。

また水の使用量に関する取り組みも行っており、売上当たりの水道水使用量の削減を全社的な目標とし、節水や雨水・井水の積極的な利用促進を図っている。2023 年度は経営目標値 1.28m³/百万円に対し、実績値 0.96 m³/百万円（達成率 133.8%）と目標を大幅に上回る水準となっている。

【CO₂ 排出量削減への取り組み】

当社は、廃棄物収集運搬処理事業を通じた他社や地域への環境貢献に加え、当社自身から生じる環境負荷に対する対策も行っている。具体的に事業によって生じる CO₂ 排出量を測定し、売上当たりの CO₂ 排出量の削減に取り組んでいる。

建設機械や車両については、2015 年より更新の都度、環境配慮型への切り替えを進めており、現在では保有する車両 82 台・重機 45 台のすべてが環境配慮型のものとなっている。また、建設機械や車両は GPS やドライブレコーダーによる管理を行っており、適切な運航速度やエコドライブ、こまめなアイドリングストップなど、利用方法に関しても環境負荷を最小限に抑える利用方法の徹底を図っている。

これらの取り組みに関して、従業員に対する理解促進・意識醸成を図るため、年に 2 回の定例勉強会や新規雇用時や配置換えの都度の勉強会を実施しており、日常的に省エネに対する意識付けも行っている。

<油圧ショベル(PC210LC-11)>



<油圧ショベル (PC138US-11) >



<取得認証等>



特定特殊自動車排出ガス
2014年基準適合車



国土交通省
超低騒音型建設機械



2020年燃費基準
達成率100%

(出所) 株式会社小松製作所 HP より引用し当行作成

【生物多様性・環境保全への取り組み】

当社は廃棄物収集運搬処理や解体工事による環境への影響を最小限にとどめるため、排水や大気・土壌汚染などの環境負荷に関してのリスクアセスメントを実施している。環境負荷に起因する苦情や事故を防ぐ観点でも、重要な取り組みであるため、毎月単位での確認を継続する方針としている。実際の処理方法についても環境への配慮を行っており、廃棄物処理工程における適正な排水処理や、リサイクルの促進による廃棄物の焼却処分量の削減、建設汚泥の適正な処理などの取り組みを行っている。

廃棄物に関しては、PRTR 制度対象化学物質の把握・管理にも取り組んでいる。自社内で廃棄物の処理に使用する液体等に PRTR 制度対象化学物質が含まれていないか、利用しなければならない場合はその利用を最小限にするための努力を行っている。また、廃棄物の受入の際にも持込先に対し SDS（安全データシート）の提出を求め、PRTR 制度対象化学物質の把握を行っている。

水の適切な利用に関する取り組みも行っている。主に解体工事による粉塵飛散を防止するために水を使用するが、解体対象に含まれる有害な塗料を含む木くずやコンクリートを事前回収した上で散布を行うことで、散布した水が地面に浸透する際の土壌や水域への影響を最小限に抑制している。

環境保全の取り組みとして、三沢市や関係機関と連携し「不法投棄防止パトロールおよび撤去推進キャンペーン」を実施し、道路や河川、山林などへの不法投棄という地域課題の解決にも貢献している。また、地域の快適な生活環境を築くため、市民ボランティアと共同で「三沢市クリーン作戦」を実施し、道路・公園・公共施設等の周辺に捨てられた缶や空きびん等のゴミ拾いを行っている。ゴミのポイ捨て防止と資源再利用の意識醸成を図るなど、様々なエコ活動の支援も行っている。

＜不法投棄防止パトロール＞



＜三沢市クリーン作戦＞



（出所）当社 HP より引用

B.社会面

当社は従業員の多様性を尊重し、安心・安全に業務に従事できる働きやすい職場環境づくりを行うため、以下を掲げている。

ループが目指すもの
『感謝し感謝される会社に。ループは環境の「わ」を創る会社。』 三沢市は自然豊かでありながら災害が少なく、快適で居心地の良い街です。 私たちは、清掃や廃棄物処理だけでなく、リサイクルや持続可能社会への貢献を通して、三沢市とその周辺のエリアのファン拡大や、住む人と訪れた人、興味を持った方へのブランド化に貢献します。 仕事に誇りを感じ、笑顔で生きがいを持って働く。そんな会社を目指しています。

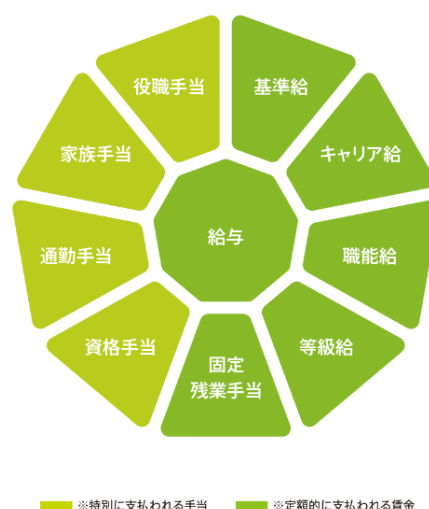
【ワークライフバランスへの取り組み】

当社は従業員が働きやすい職場環境を整備するため、在宅勤務等のテレワークや短時間勤務制度、介護休暇制度などを導入し、従業員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方の実現に取り組んでいる。

給与体系については、定期的な賃金として基準給・キャリア給・職能給・等級給のほか、固定残業手当が支払われるとしている。現場での作業時間のみならず、現場までの往復時間や帰社後のミーティングも勤務時間として認定しており、これらを合算した実際の勤務時間が固定残業時間に満たない場合も手当の支給を行っている。やむを得ず固定残業時間を超過する場合においても、36協定を遵守した上で残業時間を最小限に抑えられるよう働きかけを行っている。

給与については、日本政策金融公庫発表の「小企業の経営指標」やTKCグループ発表の「中小企業の賃金指標」を目線に、当地の平均的な給与水準を2～3割上回る水準に設定している。また有給休暇の取得向上にも取り組んでおり、2024年度の直近実績は平均取得日数10.5日となっている。

＜給与体系図＞



(出所) 当社 HP より引用

【ダイバーシティに関する取り組み】

当社は従業員の多様性を尊重し、男女の垣根なく誰でも活躍できる職場環境づくりを行っている。当社の就業規則において、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントに対する処罰を明記しているほか、ハラスメントに関する相談窓口を設置している。

また産前・産後休暇や生理休暇の整備も行っており、子育て世代も働きやすい環境を整備している。社員全体における女性社員数は、業界の全国平均を上回る 20%前後を推移しており、事務員のみならず現場作業員として活躍する女性も複数在籍している。以上の取り組みにより、女性社員の平均有給取得日数は 13.9 日（2024 年度実績）となっている。

【スキルアップ支援に関する取り組み】

当社は人材育成の一環として、従業員の資格取得を通じたスキルアップ支援に注力している。半年に 1 回の面談の中で、今後取得したい資格や職務についてヒアリングを行い、従業員の適職に応じて配置換え等も可能としている。各種研修等への参加や会社が指定する資格取得に関しては、費用を会社で立て替える制度も実施している。また、法的な責任が発生する資格の取得者に対しては職能給の支給を行っており、発生した責任に対する対価として毎月の給与への上乗せを行っている。

当社就業規則においても、「業務の遂行に必要な能力の付与または業務に必要な能力の向上を図るために教育訓練を行う」と明記されており、毎年度の教育訓練計画表に基づいて従業員の専門性向上に取り組んでいる。実際にこの取り組みにより、2024 年度は全従業員合計で 47 件の資格を新たに取得している。

＜従業員の保有資格＞ ※2025 年 6 月期末時点

資格	人数	資格	人数
廃棄物処理施設技術管理者	3 人	職長	22 人
建設業経理事務士（二級）	4 人	危険物取扱者（乙種四類・丙種）	11 人
一級建築・土木施工管理技術者	4 人	解体工事施工技士経審登録	2 人
第一種衛生管理者	3 人	運行管理責任者	5 人
車両系（整地運搬積込・掘削）	42 人	車両系（解体）	36 人
クレーン運転業務（ホイスト）	7 人	玉掛	48 人
ガス溶接	20 人	コンクリート造解体	9 人

（出所）当社資料より当行作成

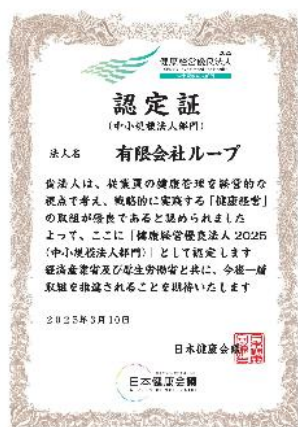
【従業員の健康と安全への取り組み】

当社は従業員の心身の健康を維持するための取り組みを行っている。「健康づくり担当者」を設置し、健康経営の実現に向けた全社方針に基づき、その実現に向けた主体的な活動を行っている。

具体的には労働安全衛生法に基づく定期健康診断やストレスチェックの実施に加え、インフルエンザの予防接種に対する費用補助や、屋内における全面禁煙などの社内ルールを設け、従業員が健康に働き続けられる環境整備を行っている。以上の取り組みにより、優良な健康経営を実践している企業として認定基準を満たしているとして、健康経営優良法人認定を2020年から2025年まで毎年取得している。

また労働災害への対策や発生時の対応フローについての整備も行っている。現場毎のミーティングの際や従業員に貸与しているスマートフォンにて、法令の遵守や安全衛生に関する周知を行い、労働災害が発生しないような対策を行っている。労働災害が発生してしまった際には、些細な内容であっても須らく、貸与スマートフォンのグループチャット内で報告することとしている。以上の取り組みにより、2024年9月より休業災害の発生件数ゼロを維持している。

＜健康経営優良法人 認定証＞



＜禁煙啓発ポスター＞



C.経済面

【事業を通じた社会的インフラの提供】

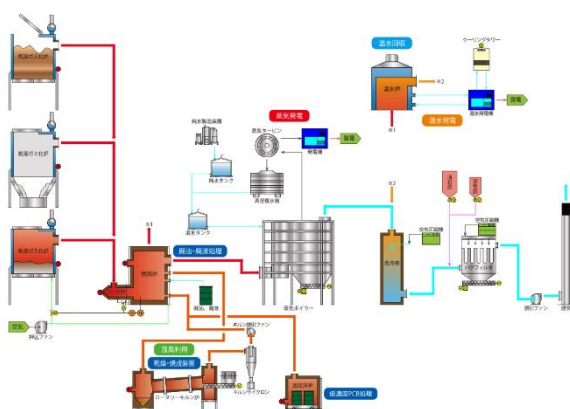
当社は前述の通り、廃棄物の収集運搬処理事業や解体工事事業を通じて、地域における社会的インフラとしての機能を提供している。廃棄物収集運搬処理事業や解体工事事業ともに公共事業の受注割合が高く、地域の環境保全や循環型社会への形成にも大きく貢献している。当社が提供する事業の効率化やサービスの質の向上を図ることで、顧客のコスト削減や環境負荷の低減に貢献している。

【優位性の高い焼却装置】

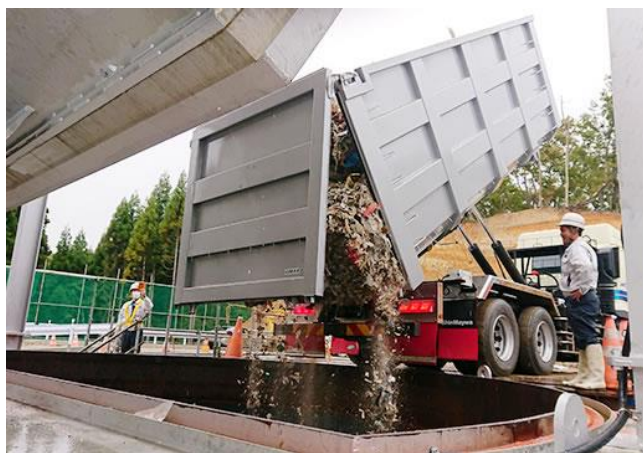
当社は廃棄物の中間処理工程において、高い優位性を持つ「GB 型乾溜ガス化焼却装置」を導入している。本装置は、廃棄物と空気を遮断し加熱分解し、揮発して生成されたガスを活用し燃焼するメカニズムとなっている。一般的なストーカ式の焼却炉に比べ、高温での焼却にも耐えられる設計となっているため、減容率が高く焼却残渣の発生が極めて少ないのが特徴である。炉内温度の自動制御機能も搭載しているため、少人数での稼働が可能である。可動部が少ないため故障が少なく、メンテナンスコストも大きく抑制されている。

ストーカ式は投入時の塊になっている廃棄物をほぐす作業や、廃棄物のカロリーに応じた投入物の調整を行う必要があるが、乾溜ガス化式は高温での焼却に適しているためそのような作業や調整が一切不要である。なおかつ間口の広い投入口を設けているため、運搬担当者への負担も大きく軽減されている。

<乾溜ガス化焼却装置 ガス化のフロー>



<大きな投入口>



(出所) 株式会社キンセイ産業HPより引用

2. インパクトの特定・評価

(1) インパクト分析

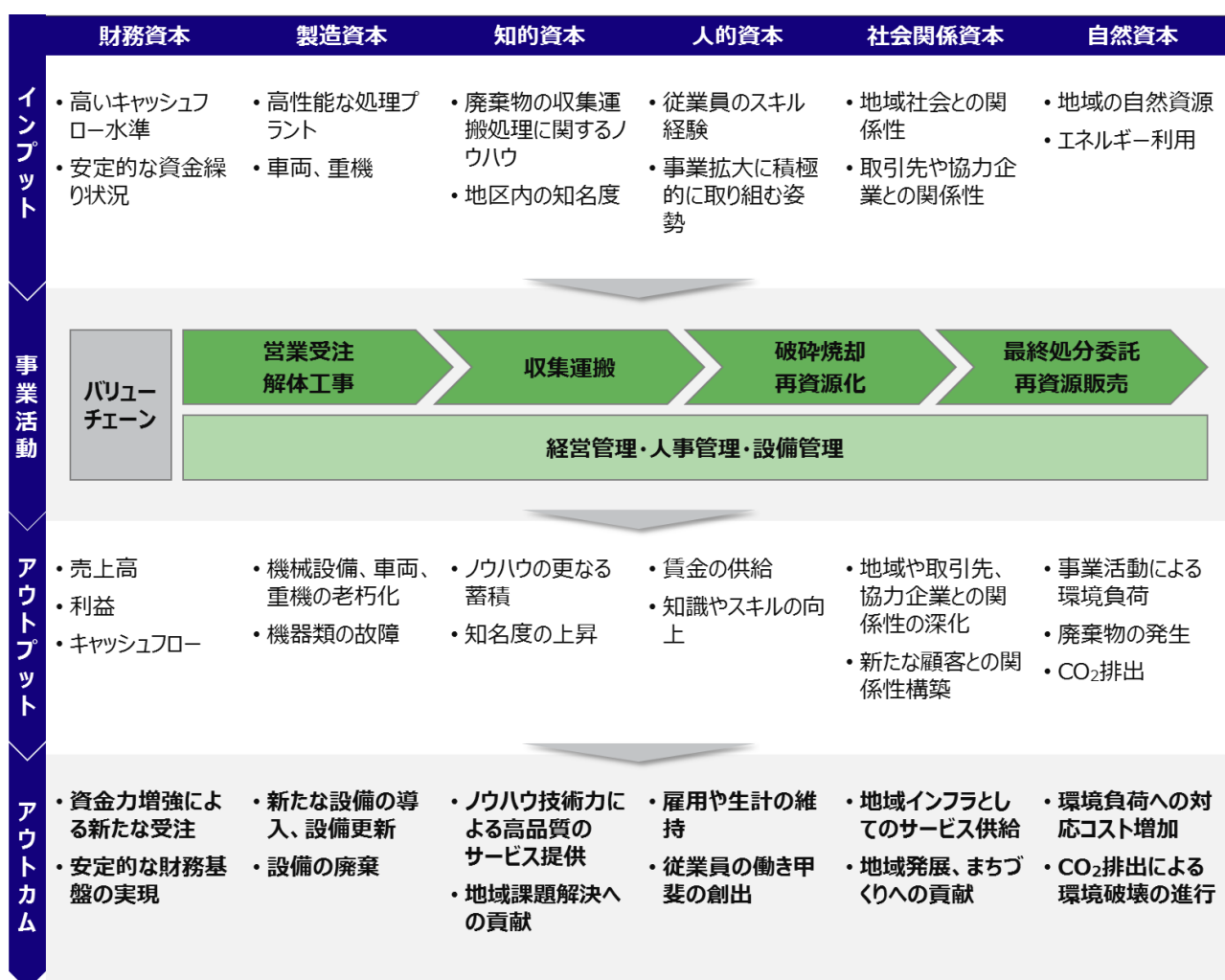
UNEP FI が公表しているインパクトレーダーにより特定された当社のポジティブインパクト（PI）及びネガティブインパクト（NI）は以下の通り。

バリューチェーン			当社 3811		当社 3821		当社 4669		当社 4311	
国際標準産業分類			非有害廃棄物の 収集		非有害廃棄物の 処理および処分		廃棄物およびスク ラップおよびその他 の製品の卸売業		解体	
大分類	インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI	PI	NI	PI	NI	PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争								
		現代奴隷								●●
		児童労働								
		データプライバシー								
		自然災害								●●
	健康および安全性	—		●		●		●		●●
		水	●		●					
	資源とサービスの入手 可能性、アクセス可能 性、手ごろさ、品質	食料								
		エネルギー			●					
		住居								
		健康と衛生	●●		●●		●			
		教育								
		移動手段								
		情報								
		コネクティビティ								
		文化と伝統	●							
		ファイナンス								
	生計	雇用	●		●		●		●	
		賃金	●	●	●	●	●		●	●●
		社会的保護		●		●		●		●
	平等と正義	ジェンダー平等								
		民族・人種平等								●●
		年齢差別								
		その他の社会的弱者								●●
社会経済	強固な制度平和安定	法の支配								
		市民的自由								
	健全な経済	セクターの多様性								
		零細・中小企業の繁栄	●		●		●		●	
	インフラ	—							●●	
自然環境	経済収束	—								
	気候の安定性	—		●		●	●	●		●●
		水域	●●	●●	●●	●●		●		●
		大気	●●	●	●●	●		●		●
		土壌	●●		●●	●				●●
		生物種	●●		●●	●		●		●●
		生息地	●●		●●	●		●		●●
	サーキュラリティ	資源強度	●	●	●	●	●			●●
		廃棄物	●●	●	●●	●	●	●		●●

●：関連のあるカテゴリ、●●：関連の強いカテゴリ

(2) ロジックモデルによる整理

当社のバリューチェーンに基づきロジックモデルを作成し、以下のように当社のインパクトを整理した。ロジックモデルにおいては、6つの資本（財務資本、知的資本、人的資本、製造資本、社会関係資本、自然資本）の観点から、どのような「インプット」を用いて「事業活動」を行い、その結果としてどのような「アウトプット」が生じるか、そしてそのアウトプットがどのような「アウトカム」を引き起こすかの整理を行った。



(3) インパクトの特定

以上の分析を踏まえて、当社の事業や取り組みによるインパクトを以下のように特定した。

カテゴリー	取組内容	インパクトエリア	インパクトトピックス	PI/NI
社会	・ 時間外労働や有休取得、労災対策等の労働環境整備	健康および安全性	－	NI
	・ 太陽光パネルのリユース・リサイクル事業を通じた、再エネへのアクセス向上	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	エネルギー	PI
	・ 廃棄物収集運搬処理事業を通じた、地域の公衆衛生改善への貢献	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	健康と衛生	PI
	・ 人事制度に基づいた多様な人材の活躍	生計	雇用	PI
		平等と正義	ジェンダー平等	NI
	・ 地域内の業界水準を上回る給与水準	生計	賃金	PI
	・ 責任が伴う資格取得者への職能給支給	生計	賃金	PI
	・ 資格取得費用の立替制度	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	PI
		生計	社会的保護	NI
経済	・ 利便性が高い焼却炉による取引企業の作業負担軽減	健全な経済	零細・中小企業の繁栄	PI
	・ 公共施設の廃棄物回収解体工事等のインフラ整備への貢献	インフラ	－	PI
環境	・ 廃プラの積極的受入による助燃材の使用量削減（GHG削減、A重油使用量削減）	気候の安定性	－	NI
		サーキュラリティ	資源強度	NI
	・ 環境配慮型車両建機の使用（GHG削減、排気ガス抑制、燃料使用量削減）	気候の安定性	－	NI
		生物多様性と生態系	大気	NI
		サーキュラリティ	資源強度	NI
	・ リスクアセスメントの実施やPRTR制度に則った有害物質の管理による人や生態系への影響抑制	生物多様性と生態系	水域	NI
		生物多様性と生態系	大気	NI
		生物多様性と生態系	土壌	NI
		生物多様性と生態系	生物種	NI
		生物多様性と生態系	生息地	NI
	・ 解体工事時の粉塵対策として散水を行う前に有害物質を撤去	生物多様性と生態系	水域	NI
		生物多様性と生態系	大気	NI
		生物多様性と生態系	土壌	NI
	・ 節水、雨水井水の使用による水の使用量・排水量の削減	生物多様性と生態系	水域	NI
		サーキュラリティ	資源強度	NI
	・ 太陽光パネルのリユース事業による資源の再利用	サーキュラリティ	資源強度	PI
	・ 中間処理により廃棄物を大きく減容することで最終処分場への負担を軽減	サーキュラリティ	廃棄物	PI
	・ 解体工事等で発生した廃棄物を自社内で中間処理が可能	サーキュラリティ	廃棄物	NI

最終的に特定された当社のインパクトは以下の通り。

当社全体			修正前		⇒	修正後	
大分類	インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI		PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争					
		現代奴隷		●			
		児童労働					
		データプライバシー					
		自然災害		●			
	健康および安全性	—		●			●
		—					
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	●				
		食料					
		エネルギー	●			●	
		住居					
		健康と衛生	●			●	
		教育				●	
		移動手段					
		情報					
		コネクティビティ					
		文化と伝統	●				
		ファイナンス					
	生計	雇用	●			●	
		賃金	●	●		●	
		社会的保護		●			●
	平等と正義	ジェンダー平等					●
		民族・人種平等		●			
		年齢差別					
		その他の社会的弱者		●			
社会経済	強固な制度平和安定	法の支配					
		市民的自由					
	健全な経済	セクターの多様性					
		零細・中小企業の繁栄	●			●	
	インフラ	—	●			●	
自然環境	経済収束	—					
	気候の安定性	—	●	●			●
	生物多様性と生態系	水域	●	●			●
		大気	●	●			●
		土壌	●	●			●
		生物種	●	●			●
		生息地	●	●			●
	サーキュラリティ	資源強度	●	●		●	●
		廃棄物	●	●		●	●

なお、インパクトレーダーによる分析によって抽出されたインパクト項目に対し、当社の事業実態を加味し、以下のインパクト項目については当該理由で修正を行っている。

変更内容	カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピックス	PI/NI	変更理由
追加	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	PI	・ 資格取得費用の立替制度など、従業員のスキルアップを支援する制度を運用しているため。
		平等と正義	ジェンダー平等	NI	・ 男女の区別なく活躍できる職場環境の整備を行っているため。
削除	社会	人格と人の安全保障	現代奴隷	NI	・ 法令やコンプライアンスを遵守した雇用を行っており、事業活動の中で強制労働を強いることはないため。
			自然災害	NI	・ 廃棄物処理や解体工事に関するリスクアセスメントの実施により、自然災害を誘発するような事業活動は行っていない。
		資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	PI	・ 水源の保全やきれいな水へのアクセスに関する事業を行っていないため。
			文化と伝統	PI	・ 伝統的な文化や遺跡の保存に関する事業を行っていないため。
		生計	賃金	NI	・ 地区内の業界水準を上回る賃金水準かつ収入も安定的であるため。
		平等と正義	民族・人種平等	NI	・ 外国人労働者は採用していないが、民族や人種による差別を行うことはないため。
			その他の社会的弱者	NI	・ 障がい者を4名採用しているが、障がい者やLGBTQ+に対する差別を行うことはないため。
	環境	気候の安定性	—	PI	・ 大気中のGHGを削減する事業等は行っていないため。
		生物多様性と生態系	水域	PI	・ 水域を改善する事業等は行っていないため。
			大気	PI	・ 大気を改善する事業等は行っていないため。
			土壌	PI	・ 土壌を改善する事業等は行っていないため。
			生物種	PI	・ 生物の多様性を改善する事業等は行っていないため。
			生息地	PI	・ 生物の生息環境を改善する事業等は行っていないため。

(4) インパクトニーズの確認

A. 日本におけるインパクトニーズ

「SDGs インデックス&ダッシュボード」を参照し、国内のインパクトニーズと当社のインパクトを確認する。

「SDGs インデックス&ダッシュボード 2025」は、SDGs の 17 の目標別に日本の達成度を表している。「緑は目標達成」、「黄は課題が残る」、「橙は大きな課題が残る」、「赤は重要な課題が残る」としている。

当社のインパクトに対する SDGs は「3,6,8,11,12,13,14,15」に対して、日本のインパクトニーズでは、「6,8」においては課題が残る、「11」においては大きな課題が残る、「12,13,14,15」においては重要な課題が残るとなっており、国内のインパクトニーズと当社のインパクトが一定の関係性があることを確認した。



(出所) SDGs インデックス&ダッシュボードより引用

B.青森県におけるインパクトニーズ

当社の主な事業エリアである青森県では、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」(2024-2028)を策定している。当計画の推進にあたっては、SDGs 17のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGsの理念を踏まえながら各種施策を展開し、SDGsの取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、取組みを「見える化」する制度の運用等により、県民のSDGsに対する認知度向上と主体的な取組みを促していくものと記載されている(第6章「計画の推進」)。

今回特定した当社のインパクトに対するSDGsのゴールは、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」とも概ね整合しており、当社の取組みは青森県においても重要度が高いものと判断できる。

3 SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開

グローバル化が進展する中で、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することを目指すSDGs(持続可能な開発目標)への取組が、国際社会全体で進められています。SDGsの17のゴール(目標)の達成に向けては、一人ひとりが自分事として考え、行動することが重要であるとともに、これら17のゴール(8つの優先課題⁴⁹を含む)はこの計画における各政策・施策とも関わりが深いものとなっていることから、計画の推進に当たっては、SDGsの17のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGsの理念を踏まえながら各種施策を展開します。

また、SDGsの取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、「青森県SDGs取組宣言登録制度」の運用等により、県民のSDGsに対する認知度向上と主体的な取組を促していきます。

参考:青森県基本計画の政策体系とSDGsの8つの優先課題との関連

SDGsの8つの優先課題	あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現	健康・長寿の達成	成長市場の創出・地域活性化、科学技術イノベーション	持続可能な強靱な国土と質の高いインフラの整備	省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会	生物多様性、森林、海洋等の環境の保全	平和と安全・安心社会の実現	SDGs実施推進の体制と手段
所得向上と経済成長	●		●					
健康を支える医療環境の向上と共生社会の実現	●	●					●	
こどもの健やかな成長	●	●	●				●	
自然環境との調和とその活用	●		●		●	●		●
国内外とつながる交流・物流の拡大	●		●	●				
持続可能な地域社会の形成	●		●				●	
安全で利便性の高いインフラの整備	●		●	●	●		●	
計画の推進	●							●

※●は特に関連性の強い項目

49 8つの優先課題:国は、「SDGs実施指針」において、SDGsの17のゴールと169のターゲットのうち、日本として特に注力すべきものとして8つの優先課題を決定しています。

(出所) 青森県基本計画より引用

C. 当行が認識する社会課題との整合性

当行親会社であるプロクレアホールディングスでは、2022年4月に「サステナビリティ方針」を策定し、持続可能な地域社会の実現に貢献することを目指している。2024年2月にはプロクレアグループが地域課題の解決を目的として、事業活動において優先的に取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定し、各マテリアリティに関連してプロクレアグループの事業活動が地域に対しどのようなインパクトを与えるのかを整理するとともに、プロクレアグループの主要な取り組みについてはKPIを設定している。

当社の特定したインパクトと当行のサステナビリティ方針は方向性が一致しており、全体的に整合的であると言える。

プロクレアホールディングス サステナビリティ方針

彩り豊かな未来を、
次の世代に

私たちは、愛する“ふるさと”を美しいまま
次の世代に受け継いでいくため、
彩り豊かな未来の創造に向けて挑戦してまいります。
地域におけるあらゆる課題や無限の可能性と向き合い、
環境、社会、ガバナンスの観点から持続可能な事業活動を通して
皆さまとともに歩み続けます。

マテリアリティ

(※)＜サステナブルファイナンスの定義＞

環境課題や社会課題を解決し、持続可能な社会を実現するための投資

テーマ	マテリアリティ	概要	主な取り組み項目	2023年度実績・KPI(2030年度末まで)	地域へのアウトカム
地域経済	地域経済活性化の支援	●人口減少や少子高齢化等の社会課題に直面する地域・取引先を多面的に支援し、地域経済の活性化を牽引する。	●社会的課題解決に取り組む企業の伴走支援 ●金融教育の提供	サステナブルファイナンス実行額(うち環境分野) 557億円／6,000億円	●事業失敗の増加 ●後継者不足を理由にした廃業先の減少 ●県内就業者の増加 ●金融リテラシー向上と安定的な資産形成の実現
	地域資源の付加価値向上	●歴史・文化や人材を始めとする有形・無形の地域資源の付加価値向上や、新たな地域資源の発掘に取り組む。 ●地域の行政やコミュニティ・若者等と、地域資源活用に向け協働する。	●地域の持続可能性向上に向けた地公体との連携 ●地域資源を有効活用する新規事業発掘 ●地域のDX推進の支援	新規事業シーズ発掘件数 3件／100件	●地域資源を有効活用した新規事業の増加 ●高いスキルを持つ人材の県内での活躍 ●ふるさとの魅力向上
自然環境	気候変動・脱炭素への対応	●当社グループのGHG排出削減に取り組む。 ●地域・取引先の気候変動対策への取り組みを推進する。	●サステナブルファイナンス(うち環境分野)の推進 ●TCFD:Scope1～3のGHG排出量の算定と削減策推進 ●取引先との気候変動対応に向けた対話促進	サステナブルファイナンス実行額(うち環境分野) 138億円／2,000億円	●青森県のGHG排出削減目標(2013年度～2030年度で51.1%削減)、2050年カーボン・ニュートラルの達成 ●気候変動対応や脱炭素に取り組む取引先の増加、地域のレジリエンス強化
	自然環境保全への貢献	●自然環境・生物多様性の保全に取り組む。 ●自然環境と支え合う関係にある農林水産業の持続的な発展を支援する。	●サステナブルファイナンス(うち農林水産分野)の推進 ●農林水産業スマート化支援 ●森林保全や海岸美化活動への取り組み	サステナブルファイナンス実行額(うち農林水産分野) 40億円／1,000億円	●農林水産業の生産性向上 ●森林保全、海岸美化の進展
人的資本	自律人材の育成・活躍促進	●職員の成長マインドの醸成と成長機会を提供により、一人ひとりの自律的な専門性向上・能力発揮を促す。	●職員の自律的キャリア形成の支援 ●経営戦略に沿ったスキルの習得支援 ●リスキリング促進や外部スキルを取り込みによる人材活用領域の拡大 ●地域課題解決に向けた人材活躍の支援	サステナビリティ関連資格取得者数 85人／500人	●高いスキルや専門性を活用した、地域課題の解決に向けた取り組みの進展 ●職員のエンゲージメント向上、定着率向上
	ダイバーシティ&インクルージョンの推進	●職員の働きやすい環境、柔軟な働き方の整備、及び活躍機会の提供により、多様な人材の活躍を推進する。 ●多様性を活かす取り組みについて情報発信を行い、地域におけるD&Iをリードしていく。	●働きやすい環境の整備 ●柔軟な働き方の推進(フレックスタイム・ワーク等) ●シニア・障がい者雇用 ●D&Iの取り組みに係る対外情報発信	管理職以上に占める女性の割合 青森銀行 13.4% みちのく銀行 30.7%／2030年度に 30%以上	●地域におけるD&Iの浸透 ●シニア・障がい者の雇用促進

(出所) 株式会社プロクレアホールディングス「統合報告書 2024」より引用

(5) インパクトの評価

特定したインパクトの発現状況をファイナンス後に測定可能なものとするため、それぞれに対し、目標と KPI を設定する。

① 地域社会における公衆衛生の保全

インパクトの種類	環境面/社会面において PI を増大
インパクトカテゴリ	PI：サーキュラリティ（廃棄物）
関連する SDG s	 
取組内容	- 解体工事から廃棄物の収集運搬処理までを一貫して提供できる強みを発揮することで、地域の公衆衛生と自然環境の維持に貢献する。 - 最終処分場への負担を最小限にするため、焼却設備の利用方法を改善することで高い減容率を実現する。
目標と KPI	① 太陽光パネルをはじめとする全廃棄物の減容率の向上 KPI：毎年度 1%向上（2024 年度実績：85%）

② 自然環境の保全・脱炭素社会への貢献

インパクトの種類	環境面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：気候の安定性、生物多様性と生態系（水域、大気）、サーキュラリティ（資源強度）
関連する SDGs	   
取組内容	・ 廃プラの積極受入による助燃材の使用削減や、環境配慮型車両・建設機械の使用を通じて、CO₂ 排出量の削減へ貢献する。 ・ 自然環境保全への意識醸成を行っていくため、こまめな節電・節水など社内向けの周知活動を継続する。
目標と KPI	① エコアクション 21 の認証維持 KPI：認証維持 ② 売上高（百万円）当たりの CO₂ 排出量の削減 KPI: 毎年度 30 kg-CO₂/百万円削減(2024 年度実績: 2,041 kg-CO₂/百万円) ③ 売上高（百万円）当たりの水道水使用量の削減 KPI: 毎年度 0.03m³/百万円削減(2024 年度実績: 0.57m³/百万円)

③ 働きがいのある職場づくり

インパクトの種類	社会面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：健康および安全性、生計（社会的保護）
関連する SDGs	
取組内容	- ワークライフバランスの充実や健康経営、労働安全対策などの推進により、安心して働ける職場環境の整備を行う。 - 従業員のスキルアップを支援する資格取得支援制度の運用等を通じて、従業員の働きがいの創出に貢献する。
目標と KPI	① 健康経営優良法人認定の維持 KPI：認定維持 ② 平均有給休暇取得率の向上 KPI：毎年度 5%増加（2024 年度実績：30.97%） ③ 従業員の資格取得件数 KPI：毎年度 5 件増加（2024 年度実績：47 件） ④ 休業災害の発生防止 KPI：每期 0 件（2024 年度実績：1 件）

【特定したネガティブインパクトに対して KPI を設定しない理由】

カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピックス	PI/NI	KPIを設定しない理由
社会	平等と正義	ジェンダー平等	NI	男性・女性の区別なく、活躍でき、働きやすい職場環境を整備しているため。
自然環境	生物多様性と生態系	土壌	NI	- リスクアセスメントの実施やPRTR制度に則った有害物質の管理により、土壌や生態系への影響を十分抑制しているため。 - 解体工事時の粉塵対策としての散水前に、有害物質を予め撤去することで、有害物質の拡散を防止しているため。
		生物種	NI	
		生息地	NI	
	サーキュラリティ	廃棄物	NI	解体工事から廃棄物処理までを一気通貫で自社内で完結する過程を通じて、排出される廃棄物の最小化に努めているため。

3. モニタリング

(1) 当社におけるモニタリング体制

当社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、常務取締役 神 紀彦 氏が中心となり、インパクトの特定及び目標と KPI の策定を実施した。

本ファイナンス実行後においては、以下の通り担当者を定め、各 KPI の達成状況について定期的に管理・確認を行っていく方針である。

(KPI 管理責任者)	常務取締役 神 紀彦 氏
(モニタリング担当者)	総務部部長 田島 国春 氏

なお、各 KPI の達成状況については、決算期末より 4 ヶ月以内に当行に対して報告する予定である。

(2) 当行によるモニタリング体制

PIF の契約期間中においては、本ファイナンスで策定した KPI の達成状況について、当社と当行が年 1 回以上の話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。KPI の進捗状況に応じて、当行は KPI の達成に向けたサポートを適宜実施する予定である。事業環境の変化等により当初設定した KPI が実情にそぐわなくなった場合は、当社と協議の上、再設定を検討する。

【本評価書に関する重要な説明】

1. 本評価書は、当行が現時点で入手可能な公開情報、当社から提供された情報や当社へのインタビューなどで収集した情報に基づいて、現時点での状況を評価したものであり、将来における実現可能性やポジティブな成果等を保証するものではありません。また、当行は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
2. 当行が本評価に際して用いた情報は、当行がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、これらの情報の正確性について独自に検証しているわけではありません。これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明または保証をするものではありません。
3. 本評価書に関する一切の権利は当行に帰属します。評価書の全部または一部を自己使用の目的を超えての使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）、または使用する目的で保管することは禁止されています。

（本件に関するお問い合わせ先）

〒030-8668

青森県青森市橋本一丁目 9 番 30 号

株式会社青森みちのく銀行

法人コンサルティング部 法人営業課

アソシエイト 富樫 龍也

TEL : 017-777-1120

第三者意見書

2025 年 10 月 31 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

有限会社ループに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社青森みちのく銀行

評価者：株式会社青森みちのく銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社青森みちのく銀行（「青森みちのく銀行」）が有限会社ループ（「ループ」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、青森みちのく銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブ・インパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。青森みちのく銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、青森みちのく銀行にそれを提示している。なお、青森みちのく銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

青森みちのく銀行は、本ファイナンスを通じ、ループの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、ループがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

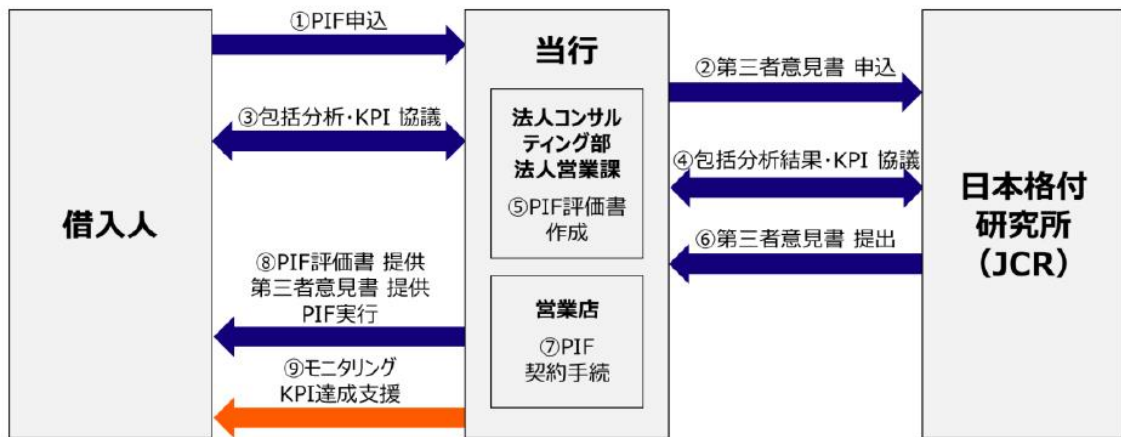
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、青森みちのく銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 青森みちのく銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF評価体制図



(出所：青森みちのく銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、青森みちのく銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、青森みちのく銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て青森みちのく銀行が作成した評価書を通して青森みちのく銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、青森みちのく銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるループから貸付人・評価者である青森みちのく銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

任田 卓人

任田 卓人



JCR Sustainable

PIF for SMEs

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りや不正確性が存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではありません。また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、損害、付随的損害、派生的損害、その他の損害を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、懲罰的損害、その他の損害を、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他の責任原因評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスの見込みであることと見なす見込みであることとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、価格変動リスク等、何らかのリスクを伴うものではないと見なすものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をすることもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債券イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル